

公益社団法人 名古屋青年会議所

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会議所は、公益社団法人名古屋青年会議所(英文名 Junior Chamber International Nagoya)と称する。

(事務所)

第2条 本会議所の事務所は、名古屋市中区に置く。

(目 的)

第3条 本会議所は、青年の真摯な情熱を結集し、地域社会及び国家の発展を図り、会員の連携と指導力の啓発、社会奉仕に努めると共に、国際的理解を深め、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 本会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2. 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

(公益目的事業)

第5条 本会議所は、その目的達成のため次の公益目的事業を行う。

- (1) 児童又は青少年の健全な育成に寄与する事業
- (2) 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養する事業
- (3) 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備に寄与する事業
- (4) 国政の健全な運営の確保に資する事業
- (5) 地域社会の健全な発展に寄与する事業
- (6) 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上に寄与する事業
- (7) 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力並びに国際社会への貢献に寄与する事業
- (8) その他、公益目的を達成するために必要な事業

2. 前項の事業については、名古屋市及びその周辺において実施する。

(その他事業)

第6条 本会議所は、その公益目的事業の推進に資するため必要に応じ次の事業を行う。

- (1) 指導力啓発の知識及び教養の修得と向上並びに能力の開発を利する事業
- (2) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所並びに国内国外の青年会議所及びその他の諸団体と提携し、相互の理解と親善を増進する事業
- (3) 諸会議・諸大会の開催
- (4) その他本会議所の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の種別)

第7条 本会議所の会員は、次の4種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員
- (2) 特別会員
- (3) 賛助会員
- (4) 名誉会員

(正会員)

第8条 名古屋市及びその周辺に居住し、又は勤務する満21才以上満40才未満の品格ある青年で、本会議所の目的に賛同し、理事会において入会を承認されたものを正会員とする。ただし、事業年度中に満40才に達するときは、その年度内は正会員の資格を有するものとする。

- 2. 他の青年会議所の正会員であるものは、本会議所の正会員となることができない。

(特別会員)

第9条 満40才に達した年の事業年度末まで正会員であったもので、本会議所の目的に賛同し、その事業の発展を助成しようとするものは、特別会員となることができる。

- 2. 本会議所の正会員であったものが、満40才に達した年の事業年度末に正会員でなかった場合においても、本会議所の目的に賛同し、その事業の発展を助成しようとするもので、かつ、本会議所に対し特別の功労があったとして理事長が推薦したものは、理事会の承認により特別会員とすることができる。

(賛助会員)

第10条 本会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人又は団体で、理事会で承認されたものは、賛助会員となることができる。

(名誉会員)

第11条 本会議所に功労のあった者で、理事会で承認されたものは、名誉会員となることができる。

(入会)

第12条 本会議所の正会員となろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2. 前項に定めるほか、入会に関する事項は、総会の決議により別に定める入会・休会及び退会に関する規程による。

(会員の権利)

第13条 正会員は、本定款に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

(会員の義務)

第14条 本会議所の正会員は、本定款に定めるもののほか、定款その他の規程を遵守し、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

(入会金及び会費等)

第15条 会員（名誉会員を除く）は、本会議所の事業活動等において経常的に生じる費

用に充てるため、定められた入会金及び会費を所定の期日までに納入しなければならない。

2. 入会金及び会費に関する事項は、総会の決議により別に定める会費規程による。

(出席義務の免除)

第16条 やむを得ぬ事由により長期間会議等に出席できない正会員については、理事会の承認を得て出席義務を免除することができる。ただし、出席義務を免除された期間の会費は、これを免除しない。

(会員資格の喪失)

第17条 本会議所の会員は次の事由により、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき
- (4) 解散したとき
- (5) 破産手続開始の決定を受けたとき
- (6) 除名されたとき
- (7) 総正会員の同意があったとき

(退 会)

第18条 本会議所を退会しようとする正会員は、退会届を理事長に提出しなければならない。

(除 名)

第19条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総議決権数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) 定款その他の規程に違反したとき
- (2) 本会議所の名誉を傷つけ、又は本会議所の目的に違反する行為があるとき
- (3) 本会議所の秩序を乱す行為のあるとき
- (4) その他、除名すべき正当な事由があるとき

2. 前項の規定により、会員を除名しようとする場合は、当該会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名をする旨の通知をし、除名の決議を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

3. 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(休 会)

第20条 正会員がやむを得ぬ事由により長期間出席できないときは、理事会の承認を得て、休会することができる。

2. このほか休会に関する事項は、総会の決議により別に定める入会・休会及び退会に関する規程による。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第21条 会員が第17条の規定によりその資格を喪失したときは、本会議所に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2. 本会議所は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその

他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第22条 本会議所に次の役員を置く。

- (1) 理事 24名以上52名以内
- (2) 監事 2名以上6名以内
2. 理事のうち1名を理事長、3名以上6名以内を副理事長、1名を専務理事、1名を常務理事とする。
3. 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長、専務理事、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
4. 本会議所の役員は、正会員でなければならない。ただし、監事はこの限りではない。

(役員の資格及び選任)

第23条 本会議所の理事及び監事は、役員選出総会の決議によって選任する。

ただし、理事候補者、監事候補者の選定にあたっては、総会の決議により別に定める役員選出規程による。

2. 理事長、副理事長、専務理事、常務理事を理事会の決議によって理事の中から選任する。
3. 監事は、本会議所の理事又は使用人を兼務し、又は委員会の構成員となることができない。
4. 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
5. 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互の密接な関係にある者として法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の任期)

第24条 理事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。

2. 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
3. 理事は第22条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事の権利義務を有する。

(監事の任期)

第25条 監事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、選任された翌々年の12月31日に任期が満了する。

2. 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
3. 監事は第22条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお監事の権利義務を有する。

する。

(役員解任)

第26条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において総議決権数の3分の2以上の議決を得て、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

2. 前項第2号の規定により解任しようとする場合は、当該役員に予め通知するとともに、解任の決議を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(理事の職務権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、本定款の定めるところにより本会議所の業務の執行を決定する。

2. 理事長は、この法人の代表し、業務を統轄する。
3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはあらかじめ理事会にて定めた順位に従いその職務を代行する。
4. 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して所務を総括処理し、理事長、副理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
5. 常務理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐して理事会の議決により所務を分担処理する。
6. 理事長、副理事長、専務理事、常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第28条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会議所の業務及び財産の状況を調査することができる。
3. 監事は、総会に出席して意見を述べることができる。

(監事の理事会への報告義務)

第29条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(監事の理事会への出席義務等)

第30条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2. 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
3. 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知を発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(監事の総会に対する報告義務)

第31条 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差し止め)

第32条 監事は、理事が本会議所の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会議所に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(責任の免除)

第33条 本会議所は、役員の一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(報酬等)

第34条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。その額については、総会でこれを定める。

2. 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
3. 前項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

第4章 直前理事長等

(直前理事長等)

第35条 本会議所に、任意の機関として直前理事長1名、顧問5名以内を置き、相談役3名以内を置くことができる。

2. 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行う。
3. 顧問は、正会員の中から理事長が推薦し、その知識・経験を生かし本会の運営につき適宜助言する。
4. 相談役は、理事長経験者の中から理事長が推薦し、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行う。
5. 直前理事長、顧問及び相談役の任期は、第24条第1項の規定を準用する。
6. 直前理事長、顧問及び相談役の辞任及び解任は、第26条の規定を準用する。
7. 直前理事長、顧問及び相談役は、理事会に出席し意見を述べることができる。
8. 直前理事長、顧問及び相談役の報酬は、無償とする。

(特別顧問)

第36条 本会議所に任意の機関として特別顧問3名以内を置くことができる。

2. 特別顧問は、理事長が正会員以外から推薦し総会において承認を得るものとする。
3. 特別顧問はその知識、経験を生かし、本会議所の運営につき適宜助言をする。
4. 特別顧問の任期については、その都度総会において定める。

5. 特別顧問の報酬は、無償とする。

第5章 総会

(総会の構成)

第37条 本会議所の総会は、正会員をもって構成する。

(総会の種類)

第38条 本会議所の総会は、定時総会、役員選出総会及び臨時総会の3種類とする。

2. 前項の定時総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(総会の開催)

第39条 定時総会は、毎年度2月に1回開催する。

2. 役員選出総会は、毎年度12月に1回開催する。

3. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 総議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求が理事会にあったとき

(3) 理事会が必要である旨議決したとき

(総会の招集)

第40条 総会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2. 理事長は、前条第3項第2号又は第3号に規定する場合にあっては、遅滞なくその請求又は議決のあった日から30日以内の日を開催日とする臨時総会を招集しなければならない。

3. 総会の招集は少なくとも会日の1週間前までに正会員に対して、総会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所につき、その通知を発しなければならない。

4. 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(総会の議長)

第41条 総会の議長は、理事長又は理事長の指名した正会員がこれに当たる。

(総会の定足数)

第42条 総会の定足数は総正会員の2分の1とする。

(総会の議決)

第43条 総会の議決は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項を除き、出席正会員の有する議決権数の過半数をもって決する。この場合において、議長は会員として議決に加わる権利を有しない。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(議決権)

第44条 正会員はそれぞれ各1個の議決権を有する。

2. やむを得ない理由のため総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、他の構成員を代理人として議決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会の決議事項)

第45条 次の事項は総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画及び収支予算の決定並びに変更
- (3) 事業報告及び会計報告（収支計算書、正味財産増減計算書、財産目録及び貸借対照表）の承認
- (4) 役員の選任及び解任
- (5) 特別顧問の選任
- (6) 入会金及び会費の額の決定及び変更
- (7) 会員の除名
- (8) 本会議所の解散及び残余財産処分
- (9) 会員の資格及び役員の選出に関する規程並びに資金の運用に関する規程の決定、変更及び廃止
- (10) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (11) 役員の報酬の額又はその規定
- (12) 合併、事業の全部又は一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (13) 公益認定取消しに伴う公益目的取得財産残額の贈与
- (14) 理事会において総会に付議した事項
- (15) その他、特に重要な事項

(総会の決議事項の通知)

第46条 理事長は、総会終了後遅滞なくその決議事項を正会員に書面で通知しなければならない。

(総会の議事録)

第47条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議事録には、議長及び出席した正会員を代表する者のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。
3. 総会の日から10年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第48条 本会議所に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の種類)

第49条 本会議所の理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

(理事会の開催)

第50条 定例理事会は、毎月1回開催する。

2. 臨時理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 第30条第2項又は第3項に定めるとき

(理事会の招集)

第51条 理事会は、本定款に別に定める場合のほか、理事長が招集する。

2. 理事長は、理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その日から14日以内の日を開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。
3. 前項の請求があった日から5日以内に、その日から14日以内の日を開催日とする臨時理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事が、臨時理事会を招集することができる。
4. 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事、各監事、直前理事長、各顧問及び各相談役に対し通知を発しなければならない。
5. 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(理事会の議長)

第52条 理事会の議長は、理事長又は理事長の指名する理事がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第53条 理事会は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の2分の1以上の出席をもって成立する。

(理事会の議決)

第54条 理事会の議決は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席理事の過半数をもって決する。この場合において、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

2. 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の権限)

第55条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う。

- (1) 総会の決議した事項の執行に関すること
 - (2) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (3) 規程及び細則の制定、並びに変更及び廃止に関する事項
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職。ただし、理事長選定にあたっては、総会の決議により別に定める役員選出規程により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者から選定する方法によることができる
 - (6) 前各号に定めるもののほか、本会の業務執行の決定
2. 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人（事務局長）の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保す

るための体制その他本会議所の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備)

(6) 第33条の責任の免除

(報告の省略)

第56条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会の報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2. 前項の規定は、第27条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第57条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、代表理事及び監事は、これに署名押印しなければならない。

第7章 例会及び委員会

(例会)

第58条 本会議所は毎月1回例会を開催する。

2. 例会の運営は、事業計画に基づき理事会でこれを定める。

(委員会の設置)

第59条 本会議所はその目的達成に必要な事項を研究し、調査審議及び実施するために委員会を置く。

(委員の任命)

第60条 委員会に委員長1名及び委員若干名を置く。

2. 委員長は理事のうちから、理事会の承認を得て理事長がこれを任命し、委員は正会員のうちから理事会の承認を得て委員長が任命する。

第8章 会計

(事業年度)

第61条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(資産の構成)

第62条 本会議所の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 入会金
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(経費の支弁等)

第63条 本会議所の経費は、資産をもって支弁する。

(会計区分)

第64条 本会議所の会計は、理事会の決議により別に定める経理規程並びに特定費用準備資金及び資産取得資金の取扱規程による。

(事業計画及び収支予算)

第65条 本会議所の事業計画、収支予算については理事長が作成し理事会の決議を得た後、毎事業年度開始の日の前日までに総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については理事長が作成し理事会の議決を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

3. 前二項の事業計画書及び収支予算等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第66条 本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、定時総会に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2. 前項の計算書類等については毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

3. 本会議所は、法令の定めるところにより、第1項の定時総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第67条 本会議所が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を得なければならない。

2. 本会議所が重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を得なければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第68条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第71条第8号の書類に記載するものとする。

(資産の団体性)

第69条 本会議所の会員は、その資格を喪失した場合において、本会議所の資産に対し、いかなる請求もすることができない。

(会計原則)

第70条 本会議所の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣例に従うものとする。

第9章 管 理

(備付け帳簿及び書類)

第71条 定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

2. 次の書類を主たる事務所に、5年間備え置き一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 理事及び監事の名簿
- (2) 認定、認可等及び登記に関する書類
- (3) 財産目録
- (4) 役員の報酬規程
- (5) 事業計画書及び収支予算書
- (6) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
- (7) 監査報告
- (8) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (9) その他法令で定める帳簿及び書類

3. 理事会及び総会の議事に関する書類を主たる事務所に10年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(関係書類の閲覧)

第72条 会員は、前条の書類の閲覧をいつでも求めることができる。

2. 理事長は、会員が前条の書類の閲覧を求めたときは、正当な理由がない限りこれを拒んではならない。

(事務局)

第73条 本会議所の事務を処理するために事務局を置く。

2. 事務局に関する事項は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第74条 本会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2. その他、情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第75条 本会議所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2. 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報保護規程による。

(公 告)

第76条 本会議所の公告は、電子公告による。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第77条 この定款は、総会において総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第78条 本会議所は、総会において総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第79条 本会議所は、一般社団・財団法人法第148条第1号・第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において総正会員の議決権数の4分の3以上の議決により解散することができる。

(清算人)

第80条 前条の事由によって解散する場合、清算人はその総会においてこれを選任する。

2. 清算人は、就任の日より清算事務を行い、総会の決議を得て残余財産についての処分の方法を定めなければならない。

(解散後の会費)

第81条 本会議所は、解散後であっても総会の決議を得て、その債務を完済するに必要な限度において会費を徴収することができる。

(残余財産の処分)

第82条 本会議所が清算するときに存する残余財産は、総会において総正会員の議決権の4分の3以上の議決により、本会議所と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄附するものとする。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第83条 本会議所が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、総会の決議により、本会議所と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 雑 則

(委 任)

第84条 本会議所は、定款の運用を円滑にするため、本定款に別に定めがあるもののほか、理事会の議決を経て、施行に関する規程等を定める。

附 則

1. この定款の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散登記と公益法人の設立登記を行ったときは、第61条の規定にかかわらず、解散登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3. この法人の最初の代表理事は木村浩樹とする。